

人事行政の運営等の状況を公表します

市は、「立川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営に関する状況等について、市民の皆さんにお知らせいたします。市職員の給与や定員数、勤務条件や研修、福利厚生状況など人事行政全般について公表することで、公正性と透明性を確保し、適正な運営に努めてまいります。

職員の任免および職員数に関する状況

●職員採用・退職の状況（平成 29 年度）

区分	採用者数	退職者数						
		定年	普通	分限	懲戒	失職	死亡	合計
事務職	16 人	1 人	8 人	0 人	0 人	0 人	0 人	9 人
技術職	10 人	5 人	9 人	0 人	0 人	0 人	1 人	15 人
技能労務職	0 人	4 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	5 人
合計	26 人	10 人	18 人	0 人	0 人	0 人	1 人	29 人

●職員数の状況

⇒別紙「立川市の給与・定員管理等について」参照

●適正な定員管理に向けた取り組み

平成 12 年度からの、3 次にわたる行財政に関する推進計画や、平成 27 年度に策定した「立川市行政経営計画」に基づき、指定管理者制度の導入、民間委託や民営化の推進、事務事業の効率化などにより定員適正化に努めてきました。この結果、職員定数条例上の職員定数は、平成 30 年 4 月 1 日には 1,036 人となりました。今後も人件費抑制の視点を持ち行政課題を見据えたうえで、適正な定員管理に取り組めます。

職員の競争試験および選考の状況

● 職員採用試験の実施状況（平成 29 年度）

平成 29 年度採用（平成 29 年 5 月実施）

区分	受験者数	合格者数
一般事務 (経験者)	29 人	5 人
土木技術	1 人	0 人
建築技術	3 人	1 人
保健師	4 人	1 人

平成 30 年度採用（平成 29 年 7 月実施）

区分	受験者数	合格者数
一般事務	206 人	2 人
一般事務 (新方式)	124 人	5 人
土木技術	11 人	3 人
建築技術	5 人	1 人
電気技術	14 人	5 人

平成 29 年度採用（平成 29 年 7 月実施）

区分	受験者数	合格者数
保育士	10 人	1 人

平成 30 年度採用（平成 29 年 11 月実施）

区分	受験者数	合格者数
一般事務 (身体障害者)	0 人	0 人
保健師	7 人	2 人

● 昇任試験の実施状況（平成 29 年度）

立川市の職位は、部長－課長－係長－主任－係員となっています。そのうち、主任職と課長職への昇任について試験制度を導入しています。

区分	受験者数	合格者数
管理職	15 人	7 人
主任	23 人	7 人

職員の給与の状況

⇒別紙「立川市の給与・定員管理等について」参照

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

●職員の勤務時間（標準的なもの）

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務時間の割り振り			週休日
		始業	終業	休憩時間	
38時間45分	7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時	土曜・日曜日

●休暇制度

職員の休暇等の種類は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇に大別されます。

年次有給休暇の取得状況（平成29年度）

平均取得日数
14.4日

※対象職員は、平成29年度全期間在職者（育児休業・退職者等を除く）

※再任用短時間職員を除く

特別休暇（平成29年度）

休暇の種類	付与日数・期間等
公民権の行使等休暇	必要と認められる期間
産前産後の休暇	出産の前後16週間（多胎妊娠の場合は24週間）
妊娠症状対応休暇	1回の妊娠について2回まで、合計10日以内
早期流産休暇	流産した日の翌日から起算して引き続く7日以内
育児時間	1日2回、合計90分以内
出産介護休暇	2日以内
育児参加休暇	5日以内
子どもの看護休暇	1の年度を通じ5日以内（子が2人以上は10日以内）
短期の介護休暇	1の年度を通じ5日以内（要介護者が2人以上は10日以内）
慶弔休暇	1) 職員が結婚する場合：引き続く7日以内 2) 職員の親族が死亡した場合：親族等の区分に応じ、1～10日以内 3) 職員の父母の追悼のための特別な行事を行う場合：1日
夏季休暇	7月から9月までの期間内に5日以内
生理休暇	必要と認められる期間
母子保健休暇	妊産婦の健診1回につき1日
妊婦通勤時間	勤務時間の始め又は終わりにおいて1日につき1時間
災害休暇	現住居が滅失又は損壊した日から起算して7日以内
事故休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	1の年度を通じ5日以内

職員の休業の状況

育児休業・部分休業の取得状況（平成 29 年度）

区分	男	女	合計
育児休業	9 人	51 人	60 人
部分休業	4 人	36 人	40 人

※人数には、平成 29 年度以前から継続して取得している職員を含みます。

職員の分限および懲戒処分の状況

●分限処分の状況（平成 29 年度）

分限処分とは、勤務実績が良くない、心身の故障で職務の遂行に支障がある、刑事事件で起訴された場合などで、職員が職責を十分に果たせないときに講じられる処分です。平成 29 年度の処分者数は、次のとおりです。

区分	分限処分			
	降給	休職	降任	免職
処分者数	0 人	14 人	0 人	0 人

●懲戒処分の状況（平成 29 年度）

懲戒処分とは、法令違反や非行のあった職員の道義的責任を問うために講じられる処分です。平成 29 年度の処分者数は、次のとおりです。

区分	懲戒処分			
	戒告	減給	停職	免職
処分者数	0 人	0 人	0 人	0 人

職員のサービスの状況

●サービスの状況

職員には、地方公務員法をはじめとする関係法令で、全体の奉仕者として職務を遂行するに当たって守るべき義務や規律が課せられています。

さらに、立川市では、公正性・透明性を高め、市民の信頼と負託に応えるために、コンプライアンス（法令・倫理遵守）の確保に努めています。

サービスの内容		平成29年度 処分者数
法令等および上司の命令に従う義務	法令等および上司の職務命令に、従わなくてはならない。	0人
信用失墜行為の禁止	職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0人
秘密を守る義務	職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。	0人
職務に専念する義務	法律や条例で特別の定めのある場合以外、勤務時間中全力で職務の遂行に当たらなくてはならない。	0人
政治的行為の制限	政治的団体の結成に関与する等の政治的行為の禁止ほか、一定の制限がある。	0人
争議行為等の禁止	ストライキ等争議行為は禁止されている。	0人
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可が必要である。	0人

職員の退職管理の状況

職員であった者は、退職後2年間、立川市の職員に対して、退職前の職務に関する働きかけをすることが禁止されています。平成28年度から立川市では「職員の退職管理に関する規則」を制定し、適切に運用しています。

職員の研修および人事評価の状況

● 人材育成基本方針の策定

職員一人ひとりが意欲を持って職務に取り組み、時代の要請に応えうる人材を計画的かつ積極的に育成するために、平成 18 年 9 月に「立川市職員人材育成基本方針」を策定、平成 27 年 5 月に改定しました。この中で、目指すべき職場像として「自律し、協働し、人を活かす職場」を、目指すべき職員像として「自信と誇りを持って、自ら考え、市民の立場に立って、凛として行動する職員」を掲げ、その実現に向けて研修制度や人事管理制度に関する諸施策に取り組んでいます。

● 職員研修の実施状況（平成 29 年度）

「立川市職員人材育成基本方針」に基づき、目指すべき職場像および職員像の実現に向け、職員の意識啓発・能力向上や職員の能力が最大限に発揮される職場づくりを目標に施策を展開しています。

区 分		研 修 名	回数	人数
階層別研修	新任職員研修	新任職員研修 1 部	1	24
		新任職員研修 2 部	1	21
		〇 J T 研修（新任職員向け）	1	30
		接遇フォローアップ研修	1	17
		接遇ランチセッション	1	18
	一般職員研修	若手職員体験研修	1	30
		政策提案研修	1	20
		若手職員研修（カイゼンサポーター）	1	21
		その他一般職員研修	3	68
	係長職研修	キャリア形成支援プログラム（R R T）	1	11
		その他係長職研修	5	48
	管理職研修	パワーハラスメント防止研修	1	66
		その他管理職研修	3	43
特別研修	人材育成主催研修	行政視察研修	1	3
		住民満足度向上研修	1	41
		議会傍聴研修	1	15
		普通救命講習研修	5	168
		〇 J T 研修（サポーター向け）	1	21
		ルックアップたちかわ女性会	1	3
		経営シミュレーション研修（他市合同）	1	6
		キャリアデザイン研修	1	38
		行政研修	1	22
		派遣研修職員報告会	1	25

区 分		研 修 名	回数	人数
特別研修	コンプライアンス 研修	管理職危機管理研修	1	88
		契約関連事務における事務ミス防止研修	1	66
		入札談合等関与行為防止法	1	71
		コンプライアンス研修 (eラーニング)	1	1,483
	所管課主催研修	LGBT研修	1	47
		「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」研修	2	132
		配偶者暴力(DV)被害者支援のための基礎知識	1	37
		児童生徒が自ら命を守ることができる力をつけるために	1	16
		市民に伝えるための文章作成研修	2	96
		ゲートキーパー養成講座	1	16
障害者理解研修「職場での、発達障害との上手な向き合い方」		1	17	
その他所管課主催研修	8	204		
技術職研修	庁内研修		32	176
	派遣研修	全国建設研修センター	18	20
		その他研修機関	38	59
実務・専門研 修	実務研修	公開羅針盤・文書管理システム研修	1	34
		ファイリングシステム維持管理研修	3	76
		ホームページ操作研修	4	58
		例規システム操作研修	4	31
		会計実務研修	1	17
	専門研修	情報セキュリティ研修	14	568
		情報セキュリティ研修 (eラーニング)	1	1,452
職場研修			75	670
派遣研修 (他団体等派遣)	財務省関東財務局		1	1
	東京都		3	3
	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会		1	1
	長野県大町市		1	1
	岩手県大槌町		2	2
	福岡県朝倉市		1	1
	全国市長会		1	1
	東京たま広域資源循環組合		1	1
	東京都市町村職員研修所(勤務)		1	1
	民間企業・団体		1	1
	総務省自治大学校		1	1

区 分		研 修 名	回数	人数
派遣研修 (研修機関等派遣)	東京都市町村職員研修所	職層別研修	41	135
		講師養成研修	2	2
		法務研修	11	29
		自治体経営研修	7	21
		情報処理研修	16	26
		専門職研修	3	6
		技術職研修	5	12
		実務研修	24	38
		特別研修	20	89
	総務省自治大学校	第1部・第2部・第3部課程、地方公会計	4	4
		公開講座	1	21
	市町村職員中央研修所	市町村税徴収事務 他	3	3
	環境調査研修所	騒音・振動防止研修	1	1
	東京都職員研修所	行政法務科、民事法務科、不動産法務科	3	3
統計研究研修所	統計利用者向け入門 他	7	13	
その他派遣研修		4	13	
自主研修	通信教育研修（公募）	24	29	
	通信教育研修（短期主任）	1	4	
	資格取得助成制度	4	8	

※研修受講者の総延べ人数は、6,664 人です。

● 人事評価の状況

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、全職員を対象とした人事評価を年1回実施しています。この制度は、職員の能力・業績を公正に把握するためのもので、上司との面談や仕事の振り返りを通じて人材育成に活用しています。また、各年度の評価結果を翌年度の勤勉手当の成績率や昇給に反映します。

今後も、人事評価制度を人材育成や任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用し、組織の活性化を図ります。

対象職員	評価項目			評価方法	評価対象期間
全職員	業績	能力	全体	5段階評価	4月1日～翌年3月31日

職員の福祉および利益の保護の状況

● 福利厚生制度

立川市職員共済会を設置し、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を行っています。共済会で計画実施される事業は、職員が負担する共済会費（給料の1,000分の4に相当する額）と市からの交付金で運営されています。

職員共済会の運営状況（平成29年度）

会員会費	交付金	会員数
16,130 千円	15,591 千円	1,074 人

● 健康診断の実施状況（平成29年度）

区分	人数
定期健康診断	521 人
人間ドック	807 人
V D T 健康診断	192 人
生活習慣病健康診断	188 人
ストレスチェック	1,430 人

※人数には、臨時職員（社会保険加入者・定期健康診断のみ）・嘱託職員を含みます。

● 公務災害補償制度

職員の公務上や通勤途上での災害に対して、地方公務員災害補償法に基づき補償を行っています。

公務災害の発生状況（平成29年度）

区分	発生件数
公務災害	10 件
通勤災害	4 件

公平委員会の業務の状況

公務員として労働基本権の一部が制約されている職員の適正な勤務条件を確保し、また、身分保障を担保するために、市に対して中立的機関の公平委員会が置かれています。職員は公平委員会に、勤務条件についての措置要求や懲戒その他意に反する不利益な処分に関する不服申立て、人事管理に関する苦情相談を行うことができます。

公平委員会への申立て状況（平成29年度）

区分	新規申立件数
勤務条件に関する措置要求	0件
不利益処分の不服申立て	0件
人事管理に関する苦情相談	0件